

質問回答書

令和4年12月14日

業務委託名: 東海村水道料金徴収等業務委託

No.	質問	回答																																			
1	<p>【要求水準書 第1章6(2)】[2ページ] 毎週第1、第3木曜日に行う延長窓口について、現受託事業者は、何人体制で実施しているかをご教示願います。</p>	3~4名程の体制です。																																			
2	<p>【要求水準書 第1章6(3)・(4)】[2ページ] 【要求水準書 第8章3】[19ページ] 平日時間外や休日での対応が、月1件程度発生しているようですが、業務発生時における貴村から受託事業者への連絡方法としては、どのように行なっているかをご教示願います。 (回答例) ・貴村日直者(貴村職員又は日直受託者)から受託事業者へ電話連絡 ・転送電話契約にて、水道課電話から受託事業者に転送</p>	平日時間外や休日の本村水道事業に関する電話は全て外宿浄水場(管理受託者「昱株」)へ連絡が入ることとなっており、外宿浄水場から水道料金徴収等業務受託事業者指定の電話番号へ電話連絡されます。																																			
3	<p>【要求水準書 第1章11(1)】[3ページ] 現受託事業者のうち業務継続を希望する者の引継ぎについて、従事者の構成を下表内容にてご回答をお願い致します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>職位</th> <th>性別</th> <th>年齢</th> <th>当該業務に係る資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回答例</td> <td>正社員</td> <td>男</td> <td>40歳</td> <td>給水装置工事主任技術者</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項	職位	性別	年齢	当該業務に係る資格	回答例	正社員	男	40歳	給水装置工事主任技術者	①					②					③					④					⑤					<p>現(前)受託者の配置状況は 業務責任者1名[正社員] 業務従事者16名(検針従事者含む)です。 これ以外の情報は企画提案競技の結果を左右するものですので回答は控えさせていただきます。</p>
項	職位	性別	年齢	当該業務に係る資格																																	
回答例	正社員	男	40歳	給水装置工事主任技術者																																	
①																																					
②																																					
③																																					
④																																					
⑤																																					
4	<p>【要求水準書 第1章11(1)】[3ページ] 現受託事業者の検針員の情報をご回答頂ける範囲でご教示願います。 なお、金額については税抜にて記載願います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>回答</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検針員数</td> <td>名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">検針単価等</td> <td>市街地単価</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>遠隔地単価</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>集合住宅単価</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>大口径単価</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>その他単価</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>賞与の有無</td> <td>夏冬各 円</td> </tr> <tr> <td>交通費の有無</td> <td>有又は無</td> </tr> </tbody> </table>	項	回答		検針員数	名		検針単価等	市街地単価	円	遠隔地単価	円	集合住宅単価	円	大口径単価	円	その他単価	円	賞与の有無	夏冬各 円	交通費の有無	有又は無	No.3 回答に同じ														
項	回答																																				
検針員数	名																																				
検針単価等	市街地単価	円																																			
	遠隔地単価	円																																			
	集合住宅単価	円																																			
	大口径単価	円																																			
	その他単価	円																																			
	賞与の有無	夏冬各 円																																			
	交通費の有無	有又は無																																			

No.	質問	回答																																										
5	<p>【要求水準書 第1章22】[5ページ] 現受託事業者の検針員は、従業員としての雇用契約か、それとも個人委託契約かをご教示願います。</p>	<p>企画提案競技の結果を左右するものですので、各受託候補者ごとに決めていただき、ご提案ください。</p>																																										
6	<p>【要求水準書 第2章2(1)】[7ページ] 現受託事業者の検針員が受け持つ検針件数と概ねの検針データ返却日をご教示願います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検針員</th> <th>受持件数</th> <th>概ねの検針データ返却日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(例)</td> <td>1,000件</td> <td>2日に一回又は翌月10日など</td> </tr> <tr> <td>検針員①</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検針員②</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検針員③</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検針員④</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検針員⑤</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検針員⑥</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検針員⑦</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検針員⑧</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検針員⑨</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検針員⑩</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検針員⑪</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	検針員	受持件数	概ねの検針データ返却日	(例)	1,000件	2日に一回又は翌月10日など	検針員①	件		検針員②	件		検針員③	件		検針員④	件		検針員⑤	件		検針員⑥	件		検針員⑦	件		検針員⑧	件		検針員⑨	件		検針員⑩	件		検針員⑪	件					<p>要求水準書第8章2No.3及びNo.4を参考に、企画提案競技の結果を左右するものですので、各受託候補者ごとに決めていただき、ご提案ください。</p>
検針員	受持件数	概ねの検針データ返却日																																										
(例)	1,000件	2日に一回又は翌月10日など																																										
検針員①	件																																											
検針員②	件																																											
検針員③	件																																											
検針員④	件																																											
検針員⑤	件																																											
検針員⑥	件																																											
検針員⑦	件																																											
検針員⑧	件																																											
検針員⑨	件																																											
検針員⑩	件																																											
検針員⑪	件																																											
7	<p>【要求水準書 第2章2(10)】[7ページ] 休止中量水器の検針業務について、現受託事業者は、年何回実施していますでしょうか？また、実施月は何月かをご教示願います。</p>	<p>各受託者候補者ごとに年1回以上で決めていただきます。実施月についても特に指定はありません。</p>																																										
8	<p>【要求水準書 第2章2(15)】[8ページ] 開閉栓業務における量水器の取付／取外し（口径 25mm以下）を受託事業者が行う関係上、量水器の不進行やガラス破損が発生した際は、上記と同様に受託事業者が交換業務を行う認識でよろしいでしょうか。 また、1年間あたりの発生件数についてもご教示頂けると幸いです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>1年間における発生件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不進行</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>ガラス破損</td> <td>件</td> </tr> </tbody> </table>	項	1年間における発生件数	不進行	件	ガラス破損	件	<p>検定満期量水器の交換については定期的に村指定給水装置工事事業者へ交換業務委託をしており、それ以外で検針中において個別に検定満期、不進行、ガラス破損の量水器を発見した場合のみ、量水器交換をしていただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>1年間における発生件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不進行</td> <td>約15件</td> </tr> <tr> <td>ガラス破損</td> <td>約1件</td> </tr> </tbody> </table>	項	1年間における発生件数	不進行	約15件	ガラス破損	約1件																														
項	1年間における発生件数																																											
不進行	件																																											
ガラス破損	件																																											
項	1年間における発生件数																																											
不進行	約15件																																											
ガラス破損	約1件																																											
9	<p>【要求水準書 第2章7(3)】[9ページ] 受託事業者が収納した水道料金等について、銀行への入金補助とは、どのような業務であるかをご教示願います。</p>	<p>収納した水道料金等を毎日水道課職員が指定収納取扱金融機関へ入金するにあたり、納付書、領収書等と現金を照合し、入金一覧で取りまとめているものです。</p>																																										
10	<p>【要求水準書 第2章8(9)】[10ページ] 支払督促等の実施頻度をご教示願います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>回</td> </tr> </tbody> </table>	年	回数	令和2年度	回	令和3年度	回	令和4年度	回	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>0回</td> </tr> </tbody> </table>	年	回数	令和2年度	1回	令和3年度	5回	令和4年度	0回																										
年	回数																																											
令和2年度	回																																											
令和3年度	回																																											
令和4年度	回																																											
年	回数																																											
令和2年度	1回																																											
令和3年度	5回																																											
令和4年度	0回																																											

No.	質問	回答																																
11	<p>【要求水準書 第2章 10(7)】[10 ページ] 検定満期に伴う量水器交換にて発生したトラブルや事故については、当該受託事業者が現場確認や謝罪を行うのでしょうか。 また、量水器交換事業者への指導や修繕依頼については、貴村が行うという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>検定満期量水器の交換については定期的に村指定給水装置工事事業者へ交換業務委託をしており、その際に現場確認や謝罪は村指定給水装置工事事業者が担当し、指導や修繕依頼も村水道事業が行いますが、検針等に関する問い合わせ、更に村指定給水装置工事事業者から量水器設置場所等の問い合わせが頻発するため、この対応をしていただきます。</p>																																
12	<p>【要求水準書 第7章】[17 及び 18 ページ] 経費の負担区分について、下表にご記入願います。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>貸与数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上下水道料金システム</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>公営企業会計システム</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>固定電話機</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>事務机</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>更衣ロッカー</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>従事者通勤車両用駐車場</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>業務車両用駐車場</td> <td>台</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、事務用消耗品に含まれますプリンター用トナー・インク代の負担についてご教示願います。 負担区分表に甲乙双方へ○印が付されておりますが、乙(受託事業者)の負担は、乙が独自に設置(社内事務用)した準備したプリンターのみの消耗品の負担と解釈してよろしいでしょうか。 それとも貴村から乙に貸与された業務用プリンターの消耗品も含めての負担となるのでしょうか。</p>	品目	貸与数	上下水道料金システム	台	公営企業会計システム	台	固定電話機	台	事務机	台	更衣ロッカー	台	従事者通勤車両用駐車場	台	業務車両用駐車場	台	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>貸与数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上下水道料金システム</td> <td>4 台</td> </tr> <tr> <td>公営企業会計システム</td> <td>4 台</td> </tr> <tr> <td>固定電話機</td> <td>4 台</td> </tr> <tr> <td>事務机</td> <td>ミーティング テーブル 2 台</td> </tr> <tr> <td>更衣ロッカー</td> <td>人数分 (検針員除く)</td> </tr> <tr> <td>従事者通勤車両用駐車場</td> <td>人数分 (検針員除く)</td> </tr> <tr> <td>業務車両用駐車場</td> <td>1 台</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">R4.12.14 現在</p> <p>お見込みのとおり、村水道事業で提供する上下水道システム等機材に付属するプリンターのトナー、インクについては村水道事業負担で、受託事業者が設置、持ち込んだ機材のプリンターに付属するトナー、インクについては受託事業者負担とお考えください。</p>	品目	貸与数	上下水道料金システム	4 台	公営企業会計システム	4 台	固定電話機	4 台	事務机	ミーティング テーブル 2 台	更衣ロッカー	人数分 (検針員除く)	従事者通勤車両用駐車場	人数分 (検針員除く)	業務車両用駐車場	1 台
品目	貸与数																																	
上下水道料金システム	台																																	
公営企業会計システム	台																																	
固定電話機	台																																	
事務机	台																																	
更衣ロッカー	台																																	
従事者通勤車両用駐車場	台																																	
業務車両用駐車場	台																																	
品目	貸与数																																	
上下水道料金システム	4 台																																	
公営企業会計システム	4 台																																	
固定電話機	4 台																																	
事務机	ミーティング テーブル 2 台																																	
更衣ロッカー	人数分 (検針員除く)																																	
従事者通勤車両用駐車場	人数分 (検針員除く)																																	
業務車両用駐車場	1 台																																	
13	<p>【要求水準書 第8章 2】[19 ページ] 休止水栓件数について、4,000 件とありますが、この数量は1年間あたりの予測件数でしょうか。それとも当該業務の履行期間である3年間の予測件数であるかをご教示願います。</p>	<p>現在実施している休止水栓検針件数からの 1 年間あたりの予測件数になります。</p>																																